

平成30年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <指摘事項>

頁	所管所属	項目	指摘事項	指摘概要	令和3年2月末時点における対応状況
					内容
51	生活こども部 児童福祉・青少年課	児童福祉法第56条徴収金	未納者に対する指導の徹底	児童相談所において、未納者に対して児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に沿った指導ができていない事例があった。 同要領に則った指導が実施できるようにすべきであり、同要領を意識した実効的な納入指導体制を整えることが望ましい。	本事務に関する知識の早期定着を図るため、新任者向けの学習会を実施したほか、本事務に係る事務処理マニュアルを整備した。 また、法改正のポイント等についても適宜情報共有し、担当者間での認識の統一に努めている。
68	生活こども部 児童福祉・青少年課	母子父子寡婦福祉資金貸付金	請求先が不明な債権の管理	借受人及び連帯保証人死亡、連帯借受人自己破産で、返済を依頼する相手がいるのかどうか不明なまま10年経過している債権が確認された。相手先が存在するか不明なまま放置するのは望ましくなく、相続関係を早急に確認の上、請求できる者がいるならば請求し、相続放棄等により相続人が存在しないならば、不納欠損処理すべきである。	相続人調査により、連帯保証人の相続人より時効援用の申出があり、令和2年1月21日付けにて不納欠損処理済み。
99	健康福祉部 介護高齢課	介護福祉士修学資金返還金	貸付金の返還義務が生じている者に対し長年調定を行っていない問題	群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則第13条第2項に基づく修学資金返還計画書が提出されないまま、県からの催告に本人からの応答がなく、貸与してから10年以上が経過し、時効期間が経過した事例があった。 貸付金の返還義務が生じている者について、定められた期間内に完納となるように、調定を行い、返還請求する必要がある。	令和元年度に貸付を行った修学生のうち、返還義務が生じている者及び返還事由に該当する者について調定を行い、返還をさせた。
127	健康福祉部 障害政策課	心身障害児(者)措置費	未納者に対する指導の徹底	児童相談所において、未納者に対して児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に沿った指導ができていない事例があった。 同要領に則った指導が実施できるようにすべきであり、同要領の精査・見直しを通じてより実務に即した事務マニュアルを再検討の上、負担金事務担当者のみならず担当児童福祉司にも重点的に周知することで実効的な指導体制を整えることが望ましい。	本事務に関する知識の早期定着を図るため、新任者向けの学習会を実施したほか、本事務に係る事務処理マニュアルを整備した。 また、法改正のポイント等についても適宜情報共有し、担当者間での認識の統一に努めている。
155	環境森林部 林業振興課	林業・木材産業改善資金等	林業後継者等特別対策資金貸付金管理台帳の作成	群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領第11の規定により、林業振興課及び群馬県森林組合連合会は林業後継者等特別対策資金貸付金台帳を作成し、償還状況等を明確に記録すべきである。あるいは現在の運用状況に合わせ、事務取扱要領を改正すべきである。	現在は貸付金管理カードにより償還状況等を明確に把握できているため、このカードによる管理などの運用実態に併せて事務取扱要領を改正する。
278	教育委員会 事務局高校教育課	群馬県高等学校校定時制課程修学奨励金	延滞利息の請求	本債権は、群馬県高等学校校定時制課程修学奨励金貸与条例第10条第1項の規定により延滞利息が発生するが、現状、調定しておらず、本来発生する債権の把握をしていない。 条例において定められた債権であり、調定して納入通知をするなど延滞利息の請求をすべきである。	貸与契約を解除した修学生に対し、返還計画の承認及び返還手続き時に、修学金を返還すべき日までに返還しないと延滞利息が発生することを口頭及び文書で知らせた。 本年度より、延滞利息が発生した場合は、正当な理由があるものを除き、延滞利息を請求することにした。